

# 杉並区重度障害者等就労支援特別事業

重度障害のある方に、雇用施策と福祉施策が連携して、通勤・職場等において必要とする移動・身体介護などの支援を行うことで、就労機会の拡大を図り、障害者の雇用を促進します。

## 対象者

対象者は、次のすべてに該当する人です。

- ① 重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を杉並区から受けている人
- ② 民間企業に雇用されている人(※1)、または自営業者等の人(※2)
- ③ 1週間の所定労働時間が10時間以上であること(※3)

※1・・・就労継続支援A型事業所の利用者を除く

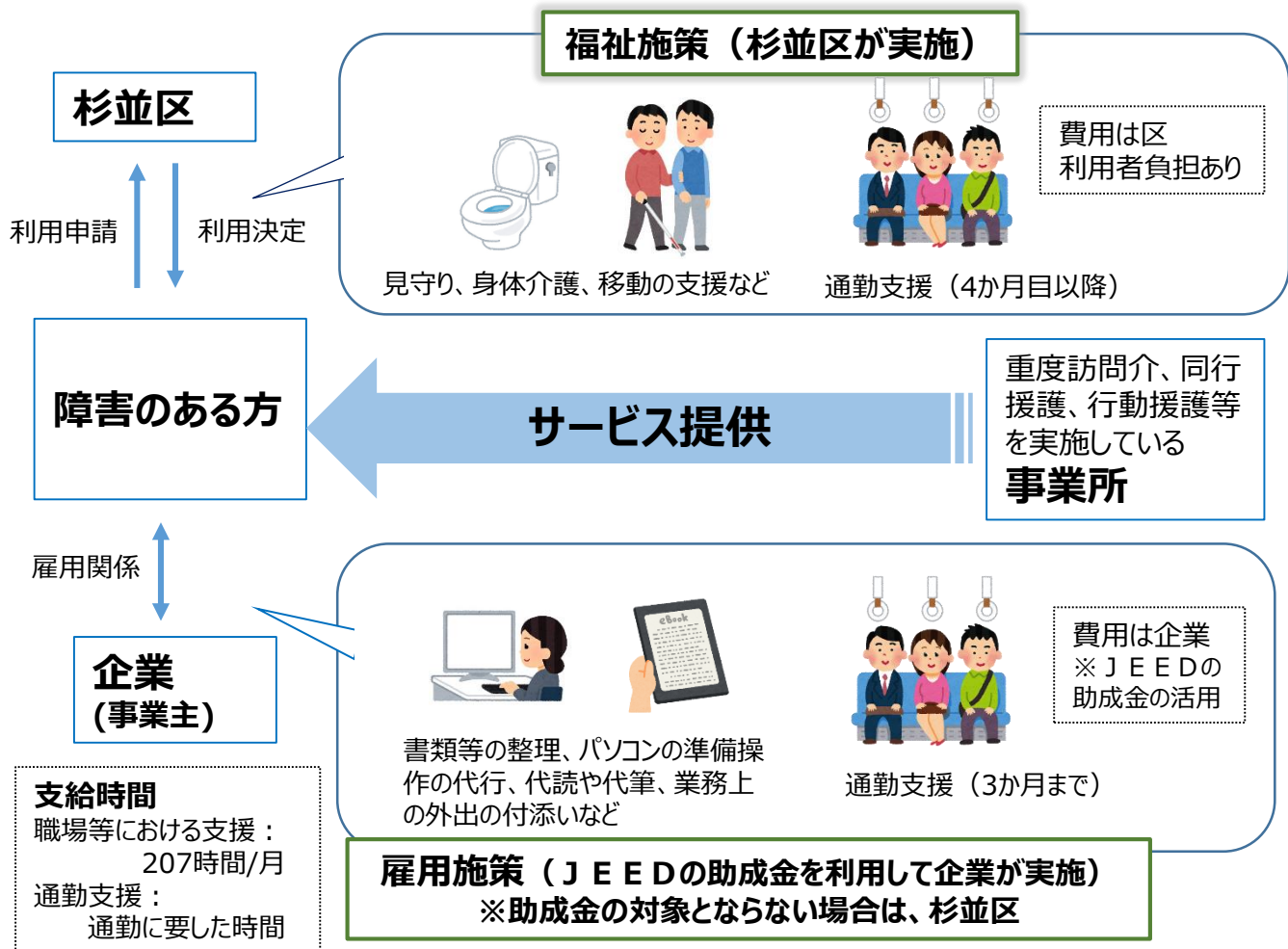
※2・・・自営等に従事することにより所得の増加が見込まれる人

※3・・・民間企業に雇用されている人の場合、今後10時間以上の勤務になることが見込まれる人も可

## 事業内容

重度訪問介護、同行援護、行動援護では、経済活動(就労)中の利用はできません。そこで、本事業により、経済活動(就労)中に、重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援を行います。

なお、民間企業に雇用されている方は、事業主である企業が、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「J E E D」という。)の助成金を活用します。



# 申請から利用までの流れ

## 相談

- ・障害福祉サービス係までご相談ください。事業内容や必要書類等について説明します。
- ・申請者、民間企業、自営業者、特定相談支援事業所等の関係者間で『支援計画書』を作成してください。

## JEEDへの 確認

- ・民間企業に勤務する人は、勤務先企業を通して『支援計画書』をJEEDに提出してください。JEEDが、支援計画書を受付・確認します。
- ・自営業者等の助成金の対象外の方は、JEEDの確認は不要です。

## 申請

- ・JEED確認済の『支援計画書』 ※自営業者等の人は確認不要。
- ・『杉並区重度障害者等就労支援特別事業利用（変更）申請書』
- ・雇用されていることを証する書類の写し（民間企業に雇用されている人の場合）
- ・自営業者等であることを証する書類の写し（自営業者等の人の場合）

## 決定・ 利用開始

- ・区が決定を行い、『杉並区重度障害者等就労支援特別事業利用承認（不承認）通知書』を申請者宛に送付します。
- ・申請者が事業所と利用契約を行い、利用を開始します。
- ・勤務内容等が変更した場合などは、区に変更手続きを行ってください。

※区の事業となりますので、事業者は、障害福祉サービスの国保連合会への請求システムではなく、区の請求手続きとなります。

## 利用者負担

住民税課税世帯の方は、区が事業者に委託するサービス単価の3%がサービス手数料として利用者負担となります。

- 住民税（特別区民税・都民税）の課税世帯 ⇒ サービス単価の「3%」負担
- 住民税（特別区民税・都民税）の非課税世帯 ⇒ 負担なし（無料）

※世帯の範囲は、18歳以上の利用者の場合、本人及びその配偶者となります。

## 問い合わせ先

杉並区保健福祉部障害者施策課

TEL 03-3312-2111（代表）  
FAX 03-3312-8808

事業の詳細については区ホームページをご覧ください



- 事業の利用申請・相談に関すること  
障害福祉サービス係
- 事業内容・契約・請求に関すること  
管理係